

(参考様式3)

管 理 者
サービス管理責任者
サービス提供責任者
相談支援専門員
地域移行支援・地域定着支援に従事する者

↑ 該当しない職種は取消線で消してください。

経歴書

事業所の名称			
サービス種類			
兼務状況			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所 (自 宅)	(郵便番号 -)		
主な職歴等			
年 月 ~ 年 月	勤務先(事業所名)等		職種名(職務内容)
職務に関連する資格			
資格の種類		資格登録(取得)年月日	
職務に関連する研修の受講状況			
研修名		研修修了月	
サービス管理責任者(児発管)更新研修		☐ 年 月 修了 ←5年以内 ※2	
サービス管理責任者(児発管)実践研修		☐ 年 月 修了 ←5年以内	
サービス管理責任者(児発管)基礎研修※1		☐ 年 月 修了 ←3年以内 } いずれか	
サービス管理責任者研修(令和5年度末まで)		☐ 年 月 分野 修了	
児童発達支援管理責任者研修(令和5年度末まで)		☐ 年 月 修了	
相談支援従事者初任者研修(2日間)		☐ 年 月 修了	
相談支援従事者初任者研修(5日間)		☐ 年 月 修了←相談支援専門員5年以内	
相談支援従事者現任研修		☐ 年 月 修了←相談支援専門員5年以内※3	
主任相談支援専門員研修		☐ 年 月 修了←相談支援専門員5年以内※3	
障害者ケアマネジメント従事者養成研修		☐ 年 月 修了	
相談支援従事者初任者研修(1日間)		☐ 年 月 修了←平成24年3月31日までに受講	
備考1 「兼務状況」の欄には、他に兼務する職がある場合、その職種、事業所名、サービス種類、勤務時間帯を全て記入し、 兼務状況が分かるようにしてください。また、他に兼務がない場合は、「兼務なし」と記入してください。			
※1 令和元～3年度までのサービス管理責任者基礎研修修了者に限り、修了後3年間に限り要件を満たすとみなす。 2人目以降の責任者として配置することは可能である。			
※2 更新研修の受講サイクル(有効期間)を確認するために、実践研修修了証(旧研修修了者は初回の更新研修修了証) もあわせて提出してください。			
※3 現任研修の受講サイクル(有効期間)を確認するために、初任者研修の修了証をあわせて提出してください。			
添付資料	各種研修の修了証 社会福祉士、介護福祉士、保育士等の資格証の写し 参考様式5 実務経験証明書(押印必要) ※写し可		

職種別の提出が必要な研修修了証(参考)

①サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

研修の受講状況		提出が必要な修了証	今後受講が必要な研修とその期限
平成30年度以前	旧研修の修了者(更新研修未受講者)	①旧研修の修了証 ②相談支援従事者初任者研修(2日程度)修了証	令和6年3月31日までに、更新研修の受講が必要。 ※以降、更新研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に更新研修を受講しなかった場合は、実践研修の受講が必要
	旧研修の修了者(更新研修受講者)	更新研修修了証	更新研修を修了した翌年度から起算して5年度目の末日までに、更新研修の受講が必要。 ※以降、更新研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に更新研修を受講しなかった場合は、実践研修の受講が必要
平成31年～令和3年度	サービス管理責任者基礎研修修了者(サービス管理責任者実践研修未受講者)	①基礎研修の修了証 ②相談支援従事者初任者研修(2日程度)修了証	基礎研修修了日から3年以内に、実践研修の受講が必要。 ※以降、実践研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に実践研修又は更新研修を受講しなかった場合は、改めて実践研修の受講が必要 (例1参照)
	サービス管理責任者基礎研修修了者(サービス管理責任者実践研修受講者)	①実践研修の修了証 ②相談支援従事者初任者研修(2日程度)修了証	実践研修を修了した翌年度から起算して5年度目の末日までに、更新研修の受講が必要。 ※以降、更新研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に更新研修を受講しなかった場合は、改めて実践研修の受講が必要 (例1参照)
令和4年度以降	サービス管理責任者基礎研修修了者(サービス管理責任者実践研修未受講者)	サービス管理責任者の要件を満たさない	
	サービス管理責任者基礎研修修了者(サービス管理責任者実践研修受講者)	①実践研修の修了証 ②相談支援従事者初任者研修(2日程度)修了証	実践研修を修了した翌年度から起算して5年度目の末日までに、更新研修の受講が必要。 ※以降、更新研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に更新研修を受講しなかった場合は、改めて実践研修の受講が必要 (例1参照)
	サービス管理責任者実践研修修了者(サービス管理責任者更新研修未受講者)	①実践研修の修了証 ②相談支援従事者初任者研修(2日程度)修了証	実践研修を修了した翌年度から起算して5年度目の末日までに、更新研修の受講が必要。 以降、更新研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に更新研修を受講しなかった場合は、改めて実践研修の受講が必要 (例1参照)

	サービス管理責任者 実践研修 修了者 (サービス管理責任者 更新研修受講者)	更新研修 修了証	更新研修を修了した 翌年度から起算して 5年度目の末日までに、 更新研修 の受講が必要。 ※以降、更新研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに更新研修の受講が必要 ※期限内に更新研修を受講しなかった場合は、 実践研修 の受講が必要 (例1参照)
--	--	-----------------	---

※旧研修とは、分野別のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者研修のことです。

※相談支援従事者初任者研修修了証の代わりに、①障害者ケアマネジメン従事者養成研修の修了証、②相談支援従事者初任者研修(1日程度)修了証(平成24年3月31日まで受講分)の両方を提出することも可能です。

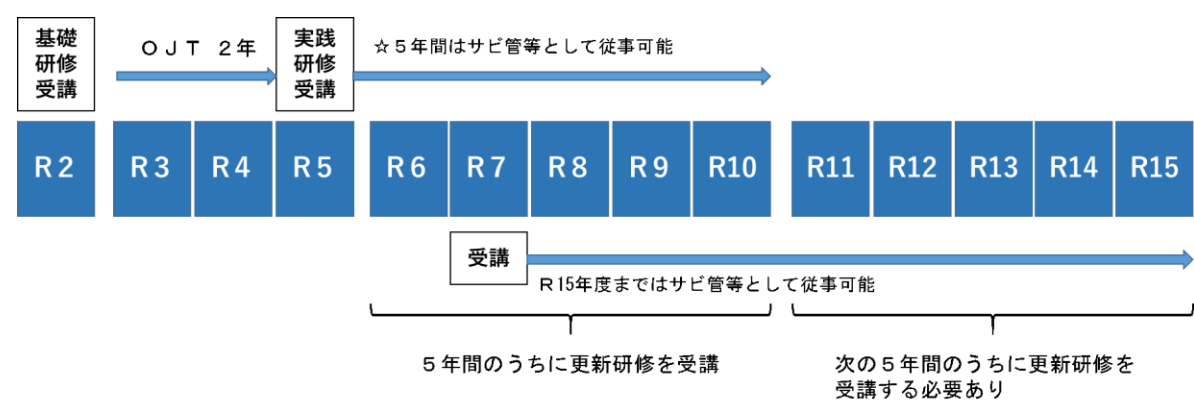
※更新研修の受講サイクル(有効期間)を確認するために、実践研修修了証(旧研修修了者は初回の更新研修修了証)もあわせて提出してください。

②相談支援専門員

研修の受講状況		提出が必要な修了証	今後受講が必要な研修とその期限
平成17年度以前	障害者ケアマネジメン従事者養成研修 (相談支援従事者初任者研修(1日程度) 未 受講者)	相談支援専門員の要件を満たさない	平成24年3月31日までに、 相談支援従事者初任者研修(1日程度) の受講が必要。 ※期限内に相談支援従事者初任者研修(1日程度)を受講しなかった場合は、 初任者研修(5日間) の受講が必要
	障害者ケアマネジメン従事者養成研修 (相談支援従事者初任者研修(1日程度)受講者)	① 障害者ケアマネジメン従事者養成研修 の修了証 ②相談支援従事者初任者研修 (1日程度) 修了証	初任者研修を修了した 翌年度から起算して 5年度目の末日までに、 現任研修 の受講が必要。 ※以降、初任者研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに現任研修の受講が必要 ※期限内に現任研修を受講しなかった場合は、改めて 初任者研修(5日間) の受講が必要 (例2参照)
平成18年度以降	相談支援従事者初任者(5日間)研修(相談支援従事者現任研修 未 受講者)	相談支援従事者初任者研修 (5日間) 修了証	初任者研修を修了した 翌年度から起算して 5年度目の末日までに、 現任研修 の受講が必要。 ※以降、初任者研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに現任研修の受講が必要 ※期限内に現任研修を受講しなかった場合は、改めて 初任者研修(5日間) の受講が必要 (例2参照)
	相談支援従事者初任者(5日間)研修(相談支援従事者現任研修受講者)	相談支援従事者現任研修又は主任相談支援専門員研修修了証	現任研修を修了した 翌年度から起算して 5年度目の末日までに、 現任研修 の受講が必要。 ※以降、初任者研修を修了した翌年度から起算して5年度ごとの末日までに現任研修の受講が必要 ※期限内に現任研修を受講しなかった場合は、改めて 初任者研修(5日間) の受講が必要 (例2参照)

※現任研修の受講サイクル(有効期間)を確認するために、初任者研修修了証もあわせて提出してください。

(例1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の更新研修の受講期限について



(例2) 相談支援専門員の現任研修の受講期限について

